

いんふおめ。

※免除内容は、下の表のとおり。
※一部免除の承認を受けた方が納付すべき保険料を納付しなかったときは、その期間の一部免除が無効となります。そのため、将来の老齢基礎年金の額に反映されなかったり、障がいや死亡などの不慮の事態が生じたときに年金の受け取りができなくなったりすることがあります。

また、20歳代の方には、申請することで、保険料の納付を10年以内の後払いにできる「若年者納付猶予制度(③)」があります。
【免除と猶予の内容】平成25年度の国民年金定額保険料は、月額15,040円です。

●年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度
国民年金には、申請すること
で、保険料の納付が全額または一部免除される「全額免除制度(①)」と「一部免除制度(②)」があります。

ご存じですか?
国民年金の各種制度

年金
市民課年金係
☎(24)0267
本庁舎 1階2番



【対象】①全額免除と②一部免除は、つぎのいずれかに該当する方
▼本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の方

種類	免除区分	納付すべき保険料 (25年度月額)	老齢基礎年金		障害年金 遺族年金 請求時	保険料 後払い (追納)	審査の 対象	
			請求時	計算				
①全額免除	全額免除	0円	受給資格期間に入ります ※②は納付しなくても入ります。	2分の1が算入	納付済期間と同じになります ※②は納付しなくても入ります。	10年以内であれば後払いできます	本人 配偶者 世帯主	
	②一部免除	4分の3免除(4分の1納付)		3,760円				8分の5が算入
		半額免除(半額納付)		7,520円				4分の3が算入
③若年者納付猶予	4分の1免除(4分の3納付)	11,280円	8分の7が算入	算入されません	本人 配偶者			
	納付猶予	0円						

【支給額】
障害等級1級 月額49,500円
障害等級2級 月額39,600円

●特別障害給付金制度
【対象】国民年金に任意加入しなかった期間中に「障がいの原因となる傷病で初めて診療した日」があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がい状態にある方で、つぎのいずれかに該当する方
▼平成3年3月31日以前に任意加入しなかった学生(定時制・夜間部・通信制を除く)
▼昭和61年3月31日以前に任意加入しなかった会社社員、公務員などの配偶者

▼失業や災害などで保険料の納付が困難な方
③若年者納付猶予は、20歳代の方でつぎのいずれかに該当する方
▼本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の方
▼失業や災害などで保険料の納付が困難な方
【免除(猶予)の期間】平成25年7月分～平成26年6月分の保険料
【申請に必要なもの】年金手帳(基礎年金番号通知書)、印鑑
※平成25年1月1日現在の住所が市外の方は、平成24年分の所得証明書が必要で
※失業を理由とする方は、離職日が平成24年3月31日以降の雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証が必要です。
※学生の方は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

【応募先・詳細】〒066-0012 美々758番地の54 千歳市環境センター
廃棄物管理課総務係
Eメール haiki@city.chitose.hokkaido.jp

【活動内容】廃棄物の減量と適正な処理に関する審議や調査など
【対象】市内に住む通勤・通学している18歳以上の方で、年数回、平日の日中に開催する会議に出席できる方
【募集人員】4人(選考)
【任期】平成25年12月から2年間
【報酬】1回につき5,700円(別途交通費あり)
【応募書類】履歴書または任意の用紙に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、連絡先の電話番号、勤務先または学校・所属団体など、環境・廃棄物に関する活動や経験を記入し、200字程度の作文(応募動機と「千歳のごみについて思うこと」を添えて応募)
【応募方法】郵送か持参、Eメール
【応募期限】9月30日(月)
【応募先・詳細】〒066-0012 美々758番地の54 千歳市環境センター
廃棄物管理課総務係
Eメール haiki@city.chitose.hokkaido.jp

募集 廃棄物管理課 総務係
☎(40)6969 環境センター

廃棄物減量等推進審議会委員を募集します

【支給開始時期】請求のあった月の翌月から支給
※支給額は、年金受給の有無や所得の状況により制限されることがあります。